答申行政第１２１号

答　　申

第１　審査会の結論

岡山県人事委員会（以下「実施機関」という。）が、令和６年１１月１８日付け、岡人委第２１９号で行った公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）のうち第２の１の（１）に係るものについて、実施機関は、その決定を取り消し、公文書の特定を改めて検討するとともに、本件処分で特定した公文書についても、非開示情報を再検討した上で、当該部分を除き、開示すべきである。

第２　審査請求に至る経緯

１　審査請求人は、令和６年１１月７日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成８年岡山県条例第３号。以下「条例」という。）第５条の規定により、実施機関に対して、令和６年１０月２０日に行われた、令和６年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験第一次試験における論文試験について、次の（１）から（３）までに列挙する公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（１）採点基準

（２）解答例

（３）申請者（受験番号〇〇〇〇）の採点内容

２　実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、上記１の（１）から（３）に該当する文書をそれぞれ次の（１）から（３）の公文書等と特定した上で、請求のあった公文書を非開示とする本件処分を行い、令和６年１１月１８日付けで審査請求人に通知した。

（１）社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験論文試験における評定項目別の得点基準について

（２）保有していない

（３）社会人経験者等を対象とした岡山県職員採用試験　論文採点一覧表

３　本件処分において実施機関が本件対象公文書を非開示とした理由は、次のとおりであった。

文書	開示しない理由	
（１）	条例第７条第６号	岡山県人事委員会が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
（２）	－	開示請求に係る公文書は作成も取得もしていないため、保有していない。
（３）	条例第７条第２号	識別できる特定の個人に関する情報であるため。

４　審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、令和６年１１月２２日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

５　実施機関は、条例第１７条の規定により、令和６年１２月１８日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第３　審査請求人の主張要旨

１　審査請求の趣旨

岡山県行政情報公開条例第７条第６号に基づく非開示決定の取消しを求める。また、同試験論文試験の採点基準に関する公文書の開示を請求する。

２　審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

（１）採点基準の開示の必要性

論文試験の特性として、受験者の論理的思考、表現力、独自性、行政課題への理解が評価されるとされているが、採点基準が公開されていないため、評価基準が不透明で公平性を確保できるか不明であることや受験者が採点の内容を検証する手段がないという疑念が生じている。そのため、採点基準の開示が必要であり、その対象文書として、評価項目及び配点、各評価項目の評価基準、採点者に対して配布されたガイドラインを適切な範囲で開示するよう求める。

（２）公平性の確保等

行政運営の透明性を確保し、県民の信頼を高めるため、行政文書は原則公開が義務付けられており、特に、採用試験は公平性が求められているため、採点基準をすべての受験者に一律に公開することで、受験者全員に平等な競争環境を整備することが大切である。

また、評価基準を周知しても、受験者全員が同じ条件下で準備を行うため、公平性が損なわれることはなく、むしろ、平等性を高めることができる。

さらに、採点基準を公開することで、受験者が試験の意図を理解しやすくなり、試験の本質に合致した能力を発揮する準備が可能となるため県の求める人材に合致しやすくなる。

受験者が得点を得るための対策に走るという懸念があったとしても、評価基準が試験の趣旨を反映したものである限り、それ自体は問題ではなく、むしろ、基準を明示することで、受験者が試験準備を通じて求められる能力を育成する動機付けとなる。

（３）非開示理由の不当性

条例第７条第６号により「当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」としているが、採点基準を開示することでどのような支障が生じるか具体的な説明がなされていないこと、不開示情報が記録されている場合でも、評価項目や配点と

いった具体的な基準が公開可能であり、不開示情報が記録されている部分を除いて開示が可能であること、採点基準を公開しても次回以降の試験運営に直接的な悪影響を与える可能性は限定的であることから、非開示理由は不当である。

（４）部分開示の検討

条例及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律４２号）（以下「情報公開法」という。）において、行政文書は原則公開とされており、情報公開法第６条では不開示情報が記録されていてもその部分を除いて開示すべきとされている。評価項目や配点といった具体的な基準は公開可能であるにも関わらず、全体を非開示とした判断は不適切である。

また、弁明書では、受験案内で周知されているため一部開示は無意味とされているが、受験案内に記載された情報は抽象的な内容に留まっており、具体的な採点基準が不明瞭な状態である。このような状態では、受験者が評価基準を理解することは困難である。

第４　実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容のうち、審査請求の理由に関連するものは、おおむね次のとおりである。

採点基準については、岡山県人事委員会が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、解答例については、作成も取得もしていないため、申請者の採点内容については、識別できる特定の個人に関する情報であるため、非開示決定を行った。

地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「地公法」という。）第１３条に「すべて国民はこの法律の適用について、平等に取り扱われなければならない」旨の規定があり、採用試験についても平等取扱いの原則が及ぶ。また、地公法第１８条の２には「採用試験は、すべての国民に対して平等の条件で公開されなければならない」旨の規定がある。

そのため、仮に、開示請求を行った受験者に得点基準の情報公開を認めた場合は、試験について、どの評定項目が重視され、どのように解答すれば高く評価されるか等の情報を、特定の受験者のみが知りうることとなり、平等取扱の原則に反することとなると考える。

さらに、地公法第１５条には、「職員の任用は、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない」とする成績主義の原則が定められており、先の平等取扱いの原則と併せて任用制度の根本基準となっている。こうした中、得点基準を公開することによって、どの評定項目が重視され、どのように解答すれば高く評価されるか等の情報を踏まえ、単に得点を得るための受験技術の習得に特化した対策に走る受験者が現れ、採用において受験者の能力を適切に実証できるか疑義が生じるなど、成績主義の原則が崩れるおそれがあると考える。

以上のことから、当該文書の開示は、任用制度の根本基準である平等取扱いの原則及び成績主義に反し、任用事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第７条第６号の規定に基づき非開示とするものである。

なお、審査請求人は、今回、情報公開法第６条の規定により、部分開示の検討がないことを指摘しているが、本件としては、審査請求人が開示を求める得点基準のうち主な評定項目は、試験運営上、公表が必要な情報と考え、既に受験案内で周知しているところであり、一部開示による有意な情報はないと判断することから、条例第８条の規定により非開示と判断するものである。

第５　審査会の判断

１　本件対象公文書について

本件対象公文書は、上記第２の１の（１）の公文書である。

２　本件対象公文書に係る条例の規定について

（１）条例第７条は、公文書の開示義務について次のように定めている。

（公文書の開示義務）

第７条　実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一～五　略

六　県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は土地開発公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ　監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ～ホ　略

七　略

（２）条例第８条は、公文書の一部開示について次のように定めている。

（公文書の一部開示）

第８条　実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

２　略

３　検討

審査請求人は、第３の２のとおり採点基準を開示することでどのような支障が生じるか具体的な説明がなされていないこと、不開示情報が記録されている場合でも、評価項目や配点といった具体的な基準が公開可能であり、不開示情報が記録されている部分を除いて開示が可能であること、採点基準を公開しても次回以降の試験運営に直

接的な悪影響を与える可能性は限定的であることから、非開示は不当であると主張して、本件対象公文書の開示を求めている。

一方で、実施機関は、第４のとおり、非開示にした理由として、地公法第１３条及び第１８条の２の規定に基づく平等取扱の原則や、第１５条の成績主義の原則を根拠に、得点基準を公開することによって、どの評定項目が重視され、どのように解答すれば高く評価されるか等の情報を特定の受験者のみが知り得ることとなり、平等取扱の原則に反することや、受験技術の習得に特化した対策に走る受験者が現れ、採用試験において、受験者の能力を適切に実証できるか疑義が生じるなど、成績主義の原則が崩れるおそれがあるため、条例第７条第６号の規定に基づき非開示としたと説明している。

（１）条例第７条第６号該当性について

実施機関から提出された請求対象公文書をインカメラ審理により見分したところ、実施機関が特定した第２の２の（１）の公文書には評定項目のほか、評定項目ごとの配点、評価基準の記載が認められた。

条例第７条第６号は、「県の機関…が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれのほか当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として、「イ　監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ」のほか、５つを列挙している。

このうち、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量した結果、公にすることの公益性を考慮してもなお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす実質的な支障が看過しえない程度のものをいい、この場合、「支障を及ぼすおそれ」は、単なる抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する程度の蓋然性が認められなければならないと解される。

これを本件処分に当てはめると、実施機関は、得点基準を開示することによって、受験技術の習得に特化する者が現れ、適切な能力実証に疑義が生じるなど、地公法で定める平等取扱の原則及び成績主義の原則が崩れるおそれがあると主張しており、各評価基準に対応する具体的な点数及び評価基準の一部の記述については、これら主張を認めうるが、評定項目及び評価基準に記載されている内容の多くは、公にすることによる具体的な支障が明らかではなく、実施機関の主張は、いずれも抽象的な可能性に留まるものであり、法的保護に値する程度の蓋然性までは認められず、開示が妥当である。

（２）全部非開示の妥当性について

次に本件対象公文書の全部を非開示とした判断の妥当性について検討する。実施機関は、主な評定項目を既に受験案内で周知しており、一部開示による有意な情報はないため、条例第８条の規定により非開示と判断したと主張する。

条例第８条第１項は、「実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報

が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」としている。

このうち、「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、開示請求に係る公文書から非開示情報に係る部分を区分して除くと、開示される部分に記録されている情報が無意味な文字、数字等の羅列になる場合などをいうものと解される。

これを本件処分に当てはめると、当該公文書には、上記（１）のとおり評定項目や評価基準が記載されており、有意な情報が記録されていないとは認められない。

（３）対象公文書の特定について

審査請求人は、令和６年１１月７日付けで、第２の１の（１）のとおり採点基準について公文書の開示を求めている。また、審査請求書及び反論書において、採点基準の対象文書として、評価項目及び配点、各評価項目の評価基準、採点者に対して配布されたガイドラインの３文書を新たに具体的に指定し、開示を求めている。

実施機関は、本件処分で特定した第２の２の（１）の文書に加え、審査請求人が求める評価項目及び配点、各評価項目の評価基準、採点者に対して配布されたガイドラインについても改めて文書の特定を行うとともに、開示する部分と非開示部分とを検討した上で、開示の可否を判断する必要がある。

（４）理由付記の在り方について

実施機関が決定通知書に付記した非開示理由においては、条例第７条第６号該当と記載した上で、岡山県人事委員会が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためと、その理由を記載しているものの、その条項に該当すると判断した具体的な理由が記載されていない。単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、理由付記としては十分でないと言わざるを得ず、今後、非開示理由の提示においては、いかなる根拠を持って条例所定の非開示理由に該当するのかを、具体的に文書で記述する必要がある。

４　結論

以上により、本件処分には、条例第７条第６号及び第８条の解釈適用に誤りがあるため、本件処分を取り消し、改めて開示、非開示の決定をすべきであると認められることから、「第１　審査会の結論」のとおり判断した。

第６　審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	処理内容
令和６年１２月１８日	実施機関から諮問を受けた。
令和７年　１　月２９日 （審査会第１回）	事案の審議を行った。
令和７年　２　月２６日 （審査会第２回）	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和７年　３　月２５日 （審査会第３回）	事案の審議を行った。
令和７年　４　月３０日 （審査会第４回）	事案の審議を行った。
令和７年　６　月１９日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏名	職名	備考
会　長 南　川　和　宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 森　　智　幸	弁護士	
荒　井　佐和子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
岩　﨑　香　子	弁護士	第一部会委員
伊　藤　　健	岡山大学学術研究院 社会文化科学学域・法学部講師	
豊　田　ひとみ	元日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中　富　公　一	岡山大学名誉教授	
福　田　伸　子	元岡山県職員	第一部会委員

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。